



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
 発行責任者：秋山 正臣  
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 年額1,500円  
 (送料込、会員は会費に含む)





## 今、医師不足で何がおきているのか

- 医師・医学生署名をすすめる会シンポジウム -

「働き方改革」をめぐる2024年問題。5年間適応除外となっていた職種もいよいよ期限を迫られてきています。なかでも、医師については年間1860時間もの時間外労働を認めながら、それさえも守ることが困難と、夜間の宿日直や自己研鑽の扱いをあいまいにすることによってごまかそうとしています。

医師・医学生署名を進める会は、全国医師ユニオンの植山直人代表、全国医学生自治会連合の直江彰吾委員長、日本女医会の前田桂子会長らが呼びかけ人となり、昨年12月に結成。日本の医療を守る、そして過酷な働き方をさせられている当事者の医師・医学生から声をあげようと活動を開始しています。

### 医療を受けることは人権 それを実現する医師の人権は一つ

活動の第1歩として、1月20日、東京都内にて、「今、医師不足で何がおきているのか」をテーマにシンポジウムが開催されました。はじめに、広く問題を考えてもらうために作成した短編映画「公的医療はどこへ行く-差し迫る医療崩壊」が上映されました。この映画はDVDにもしており、普及が呼びかけられました。

基調講演は、長野中央法律事務所の村上晃弁護士です(写真上)。日本弁護士会は昨年10月に行った人権擁護大会で「人権としての『医療へのアクセス』が保障される社会の実現を目指す決議」を発出。村上弁護士はその決議作成に中心的に関わってきました。

村上弁護士は「医療にアクセスできることは憲法が保障している国民の人権を守ることであり、その医療を担う医師の人権が守られることはまったく当たり前のこと」と強調しました。そして「国民の人権を守ることは国の責務であり、医療費抑制政策を



転換させることが、解決への一丁目一番地。国は医療費抑制政策について「高齢者人口の増加が医療費増加の原因」「患者の自己負担を増やして受診抑制」「医師数やベッド数を減らして医療費抑制」というが、どの点においてもまったくエビデンスはない。人権を守る弁護士として、一緒にがんばっていきたく」とエールがおくられました。

後半は医師ユニオンの植山代表、兵庫<sup>さんだ</sup>県三田市民病院を守る会・東浦徳次代表、全日本医学生自治会連合(医学連)・田村大地書記長、日本女医会・前田佳子会長、医療制度研究会・本田宏理事長によるリレートークが行われ

(2面につづく)

能登半島地震被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。義援金へのご協力をよろしくお願ひします。(詳細は2面へ)

### 〈今月号の記事〉

- 能登地震救済募金…………… 2面
- 建設アスベスト給付金改正を求める院内集会… 3面
- 各地・各団体…………… 4～6面
- 民医連職員の健康を守る交流集会/私の一冊 … 7面
- 情報のページ(震災関係) …… 8面



## 建材メーカーも拠出する給付金制度へ法改正を求め、院内シンポジウムを開催

建設アスベスト全国連絡会 事務局長 清水 謙一

建設アスベスト訴訟全国連絡会は、昨年12月6日に院内で「建設アスベスト給付金法改正を求める政策提言集会&シンポジウム」を約300人の原告と支援者が参加して開催しました(写真)。

### 《建設アスベスト給付金法の問題点》

建設アスベスト給付金法は、2021年5月の最高裁判決に基づき、同年6月に成立しました。2023年末までで、23回の認定審査会が開かれ、約6200人に給付金の支払いが決まっています。裁判によらずに約2年間で原告数の6倍以上の被害者に国からの慰謝料が給付されたことは、長らく闘ってきた建設アスベスト訴訟の最大の成果の一つです。

同時に、現在の給付金制度には大きな問題もあります。一つは、現行の給付金制度は「国」だけの拠出によるものであり、裁判でも断罪されている建材メーカーからの拠出が行われていないことです。もう一つの問題点は、最高裁判決の不十分性(屋外職種の被害者、解体改修作業の被害者、違法期間外の就労者を救済の外に置き、被害者間に差別を作り出していること)を引き継いだ制度になっていることです。

全国連絡会として、給付金法の改正提案を行った根拠は、同法附則第2条に「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他……補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定めているからです。今まさに、「必要あるとき」を迎えており、政治の役割が改めて求められています。

### 《建材メーカーの拠出の必要性和可能性を確信にしたシンポジウム》



吉村 良一氏

シンポジウムは、法学者の吉村良一氏、立教大学教授の関礼子氏、全国連絡会事務局長の清水謙一氏をシンポジストに、鈴木剛弁護士をコーディネーターとして進められました。

最初に清水氏が



ら、改正提案のポイントについて報告があり、提案の最大のポイントはアスベスト建材を製造流通させた建材メーカーが拠出する給付金制度への改正にあることが強調されました。

吉村氏は、現行の給付金法で救済されるのは損害の半分であり、残りの半分以上を建材メーカーが負担しないことは不公平であり、被害者救済としても不十分。石綿を使用した建材の製造販売量、石綿含有率など、訴訟で賠償が命じられたメーカーであるかどうかも考えたうえで、4つのグループ分けを試案として行い、グループごとの負担率を考えた報告しました。

関氏からは、SDGs(持続的開発目標)の中で謳われている「作る責任・使う責任」に照らしても、これを推進する日本社会にとっても、建材メーカーの拠出する給付金法の改正は、メリットがある、と述べました。

質疑の中でも、建材メーカーの責任として、中皮腫や肺がんの治療研究活動への資金提供や石綿含有建材の除去工事への資金提供への責任についても、考えていく必要があるとの意見も表明されました。

シンポジウムは2024年の通常国会に向けて、建設アスベスト給付金法の改正をめざす第一波の行動として、大きく成功しました。



関 礼子氏

## 各地・各団体のとりくみ

医師過労死  
家族の会

### 命より大切な仕事はない

医師の過労死家族会発足にあたって

1999年に小児科医の夫・利郎を過労自殺(享年44歳)で喪って以来25年間、過酷な医師労働の実態を



記者会見 厚労省(2023年8月31日)

訴えてきましたが、改善のあゆみは遅々としていません。昨年、26歳の専攻医・故高島晨伍医師の母・淳子さんとお会いし、【医師の過労死 家族会】を結成しました。

勤務労働実態調査2022では、勤務医の6.9%が日常的に死や自殺を考えており、特に20代の勤務医の14.0%が日常的に死や自殺を考えています。また、専攻医の24.1%はうつ病傾向との研究結果もあります。医師の働き方改革をしっかりと進めることが肝要にもかかわらず、悪質な管理者に対する罰則が不明確であるため、労基法違反の働き方を強要する病院管理者がいると聞きます。現在も多くは医療機関で長時間労働が続いています。医師の健康が守られていない上に長時間労働は患者さんの医療安全を脅かしています。私達は、医療安全確保と過労死をなく

すため、厚労大臣・立法・行政に以下の請願を重ねて参ります。

- 1、全ての医師(管理者、中堅、若手医師)に対して労働法の研修や教育を行うことを義務付けること。
- 2、宿日直許可が実態に合ったものであるか点検を行い、不適切な許可は取り消すこと。
- 3、自己研鑽と労働の見極めに関して、病院が自分勝手なルールを作ることがないように指導すること。
- 4、労働時間管理は、自己申告ではなく客観的な管理を原則とすること。
- 5、医師に認められた1860時間の時間外労働の合法化は過労死等の労災認定基準を超えており(過労死ラインの2倍)、病院管理者の責任が問われることを周知徹底すること。
- 6、悪質な労基法違反や労災が発生した場合は、管理者に対して厳格に罰則を適用すること。

医師が健康に働くためには、4月から始まる働き方改革を確実に実現することが重要です。愛する家族を過労死により奪われた私たちの悲劇が繰り返されないよう、医師の労働環境の改善を、今、改めて強く望みます。



<https://www.ishi-karoshi.com>

(医師家族の会 中原のり子)

芸能従事  
者協会

### 性加害、過重労働

—芸能界の課題を考えるシンポジウム

日本芸能従事者協会主催(専修大学法学研究所協賛)の「いま芸能界に必要な法と権利 芸能従事者の働き方と法」をテーマにしたシンポジウムが、12月10日、専修大学で開催されました。ジャーニー喜多川氏の性加害問題や宝塚歌劇団の劇団員が亡くなったことを受け、芸能界でのハラスメントや過重労働について、多角的に意見交換をする場となりました。

### 安全上の不安9割

協会の森崎めぐみ代表理事と佐藤大和弁護士が基調報告。森崎氏は、まず芸能界の特徴として他の業種にないほどの多重下請構造があると指摘しました。広告代理店をトップに制作業者、芸能事務所などが関る複雑な構造があり、そして下層になるほどフリーランスが多く、安全衛生上の管理責任も不明確になっているといいます。協会が行ったアンケートでは「仕事上、安全に関して不安に思ったことが

ある」と答えた芸能従事者は9割近くを占めています。

佐藤大和弁護士は「芸能実演家に関する



発言した12人のシンポジスト

最近の裁判例」について報告。契約内容、労働者性、安全配慮義務、芸名使用また事務所移籍後のタレント活動についてなど争点になった問題について具体例をあげて解説しました。呉学殊氏(労働政策研究・研修機構)は、韓国では2011年に「芸術家福祉法」、2021年に「芸術家権利保障法」が制定されたことを報告。不公正な契約の禁止や芸術家労働組合の活動妨害の禁止など長い取り組みの中で改善が進んできている状況がわかりました。また、公正取引委員会からフリーランス新法の説明もありました。あわせて12人からの報告があり、多面的に問題に迫るシンポとなりました。(編集部)

## 各地・各団体のとりくみ

### 岡山

#### コロナ感染症と労働安全衛生活動の基本 学習と交流－岡山センター総会

12月16日、岡山市勤労者福祉センターで、いのち岡山県センター総会が開かれ、オンラインも含めて22人が参加しました。

代表委員の清水善朗弁護士が「ジャンニズの性加害、宝塚歌劇団の過労自死事件などハラスメントや医師の過労死、教職員、自動車運転手などの長時間労働の問題が報道されているが、ハラスメント対策、長時間・過重労働規制や安全防止対策が不十分なことの現れです。いのちと健康を守る運動を大きくすすめましょう」と挨拶。藤田弘赴事務局長が経過報告と2024年度の運動方針、財政、役員体制等を提案し、討論後議案決定、役員選出が行われました。

総会にメンタルサポート京都の公認心理師・鍛冶貝照美さんが講演。○ハラスメント防止対策が法律で義務づけられ「だれもが安心して働ける職場環境づくり」が求められている。そして、職場環境として、12のチェック項目による自己診断表を示し各自が職場の診断をしました。また、相談を受けるときの心構えとして傾聴が大切で①相手の心理状況に共感的に理解する②相手のペースで最後まで聞く③同意や意見を求められても、言うのではなく、「相手が

気持ちや考えなどを素直に言葉にして話れるように促すことなどが大切と説明しました。「相手



講演する鍛冶貝氏

手への好悪の感情」や「先入観」があると傾聴が妨げられ、信頼関係が築けない、正確に把握できず「同情したり、怒ったりしたりすると客観性を失う」（感情移入）ことになるので注意が必要としました。業務上の指導かパワーハラスメントかの判断について解説しました。

具体的事例2例について、グループ討論で該当性についての意見を出し合い、それについての講師の解説がありました。①率直に考えを伝える、②相手の価値観・人権を尊重＝アンコンシャス（無意識の）・バイアス（思い込み）をなくすこと、③周囲が傍観しない、孤立させない④コミュニケーションの活性化○「心理的安全性の高い職場」が大切として①話しやすさ②助け合い③「失敗があってもやってみる」（多様性があると成長幅は広がる）の因子があるとしました。

（岡山センター 藤田弘赴）

### 新潟

#### アスベスト問題で第一歩を

新潟センター第5回総会

11月23日「いの健第5回総会」を開催。開会の挨拶で小澤薫理事長は「不安定雇用は益々不安定を増し、長時間労働を強いられるなど雇用の劣化が進んでいます。本来であれば人手不足は賃金上昇により解決されるべきですが、経済法則を無視した状況が構造的に進められている中で『人間の尊厳』を強く意識していく必要があります。ウクライナ・ガザの一直線上にある、我々の暮らしの中で守られるべきもの、守るべきものを意識することが重要になっています」とセンターの役割を強調されました。

新潟センターの1年間の活動で特徴的なものは、建交労農林支部と共催で「アスベスト被害学習会」、じん肺・アスベスト相談会を行ったことです。6件の相談があり、労災申請に結びついた案件もありました。アスベスト問題の取り組みの第一歩を踏見だすことができました。

建交労・トラック部会より2024年問題への取り組みについて、新潟水道局パワハラ自死事件遺族の

Mさんより報告がありました。

総会後の講演は、新潟センター設立時にお世話になった毎日新聞社会部の東海林智さん



さんに、首都圏の労働者の闘い、特にそごう・西武百貨店労働組合のストライキや非正規労働者の闘いについて、お話いただきました（写真）。

コロナ禍で生活に困窮したのは女性と高齢者・自営業者やフリーランス含む不安定雇用労働者であり、特にシングルマザーが陥った深刻な状態や、コロナ禍で仕事がなくなり、特殊詐欺の受け子など捕まるリスクの高い闇バイトに手を染める人たちなど、衝撃的な話でした。一方で「非正規春闘」や全医労の全国一斉ストなどの取り組みがあり、そごう・西武のストでは、世論の反応も理解があるものに変ってきたことなど、声を上げること、実力行使の重要性がしっかり確認できる講演でした。

（新潟センター 坂井希美子）

## 各地・各団体のとりくみ

板橋

### フードバンク活動で食糧支援 板橋センター19回定期総会

働くもののいのちと健康を守る板橋センターの第19回定期総会は、12月9日(土)の午後、東京土建板橋支部会館で開催され、11団体・個人から15人が出席しました(写真)。

鈴木和久理事長は、「東京唯一の地域センターとして19年間の活動の重みを感じている。これまで小豆沢病院の健診センターに所属して、地域住民や会社務めの労働者の健康を守る仕事に従事してきた。今年1年間の活動を振り返り、地域から働くものの健康を守る運動を高めたい」とあいさつ。続いて、いの健東京センターから門田裕志事務局次長が「労働安全衛生活動」の重要性を訴えました。

活動報告・方針では、地域再開発によるアスベスト飛散問題、東京土建組合員の化学物質による膀胱がん労災申請、東京や全国からの労災認定支援、区内の労働組合との合同学習会、板橋区の健康づくり活動展などを取り組んできたこと、さらに一昨年より始めた生活困窮者向けの「フードバンク活動」は

13回目を迎え、延べ2127人に食料支援を行ったことなど、地域から健康を守る活動が広がったことを強調しました。

そのうえで、結成20年となる2024年を活動の旺盛な展開とともに記念事業の計画の検討を提案しました。

討論では、地域から頼りにされるフードバンク活動(健文医療労組)、アスベスト隠しを行う再開発事業者に対する地域運動(東京土建板橋支部)、増加する職場のハラスメント相談、区立保育園の削減と民営化の推進(板橋区職労)、板橋区のPFAS汚染度が高い問題への調査(病体生理研究所)など6人が発言して議案を深めました。採決では、会計報告・予算を含め、全会一致で採択されました。役員では、鈴木和久氏理事長をはじめとする15人の理事と2人の監事全員が承認されました。

(板橋センター 日向寺淳一)



神奈川

### 人権侵害に終止符を 防衛大学校いじめ人権侵害裁判支える会

12月12日、防衛大学校いじめ人権侵害裁判の最終弁論が横浜地方裁判所で行われ結審を迎えました。

この裁判は2013年に防衛大学校に入学した原告Aさんが、卑劣で執拗ないじめを受け続けて心身ともに深い傷を負い、最終的に退学処分となった事案です。Aさんの尊厳を回復し、二度と同じような暴力や人権侵害を繰り返さないよう2019年9月に横浜地方裁判所へ提訴。2020年には支援する会も結成し、広範な市民に裁判の内容を広げてきました。17回の法廷で明らかになったことは、人権侵害が蔓延する防衛大学校の構造的な問題でした。

1つは不適切な「学生間指導」の実態です。防衛大学校では将来の幹部自衛官を養成する機関であり、上級生が下級生に行う指導は下級生が上級生に絶対に逆らえない構造で、暴力やいじめの温床となっており、それが卒業後も継承され、自衛隊内で相次ぐ暴力ハラスメントの遠因となっています。裁判では上級生からの理不尽ないじめを受け続けてきたことが明らかになり、逃げ場なき全寮制生活で次第に心身を病んだ実態が明らかになりました。

2つめは学校で指導監督していた教官らの実態です。教官は学生の安全を守るためにいじめや暴力を止めさせる立場ですが実態は見て見ぬふり。またAさんへの指導記録には学生からのいじめについて「詳細は添付資料による」と記載していますが、裁判では添付資料をシュレッダーで廃棄と主張。防衛大学校の文書保存の実態も明らかになりました。

証人尋問ではAさんは防衛大学校で受けた激しいストレスが原因で現在も声を出せず、パソコンを使用し質問に対し丁寧に、誠実に答弁をしました。横浜地裁は判決日を5月15日の13時30分を指定しました。残す5ヵ間、勝利判決への行動を強めていきます。原告の尊厳を回復し、公正な判決を求める請願書署名に取り組みます。また毎週裁判所前、桜木町駅・関内駅前宣伝行動をおこないます。ご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

(神奈川センター 岡 琢也)



第17回横浜地裁裁判傍聴・支える会  
(12月12日)

# 「健康で働き続けられる職場づくり」パンフレットを学ぶ

全日本民医連第11回職員の健康を守る交流集会

昨年12月9～10日、大阪市心斎橋にて、全日本民医連第11回職員の健康を守る交流集会が開催されました。全国から109人が参加しました。

## 10年ぶりにパンフレット改訂

2年に1回開催する同集会ですが、今年は10年ぶりに改訂する「健康で働き続けられる職場づくり」のパンフレットについて学び、進んだ実践を交流することを目的に開催されました。パンフレットの改訂は今回で4回目となります。今改訂の特徴を担当委員会の今村高暢委員長は①労働安全衛生の基本を改めて整理、②小規模事業所・在宅分野の安全衛生、管理職の健康管理に言及、③「ノーリフト」から「ノーリフティングケア」（介護の安全性を高めながら腰痛予防）、④医師の働き方改革に言及、⑤職員のメンタルヘルスについて分かりやすく整理、⑥心理的安全性について加筆、⑦暴言・暴力・ハラスメントへの対応を1つの章に、⑧多様性（障害、新入職員、LGBTQ、高齢労働者などを追加）に配慮したヘルスケアについて一つの章に、⑨長期の災害時のヘルスケアの取り組みについてまとめた、の9点を挙げて説明しました。

## 実践報告・パネルディスカッションをおりませ

ポイントになるメンタルヘルスケアやハラスメント対策についてはミニレクチャーを、多様性などに

配慮した職員のヘルスケアについてはパネルディスカッションも行い、学びを深めました。



活発にグループセッション

## 実践報告から学ぶ

実践報告は「腰痛予防対策の体制づくりの取り組み」（青森保健生協）、「持ち上げない介護って何？」（山形虹の会）、「大型法人で取り組み始めたハラスメント対策」（東京・健和会グループ=東都医療協議会）の3本でした。健和会グループは11法人で構成され、職員数約3500人。暴力ハラスメント委員会を設置し、全法人から50人を超える相談員を選出しています。グループ内では事業所をこえてどの相談員に相談してもよいことになっています。相談員研修も実施し「フローチャート」や相談シートを活用しているとの報告がありました。

企画の間には、グループセッションをはさみ、実践や悩みを交流。今後、新パンフの普及をはかっています。（全日本民医連 岡村やよい）

## 私の一冊 ③⑥

いの健全国センター 田村昭彦

『エッセンシャルワーカー』 田中洋子編集

コロナ禍は、看護師や介護士、保育士、教員、自治体職員、ドライバーなど社会生活に不可欠な労働をしているエッセンシャルワーカーをクローズアップさせました。しかし社会的評価はこれまで高いものとは言えませんでした。さらに非正規労働者や女性労働者が多いことも見逃せません。

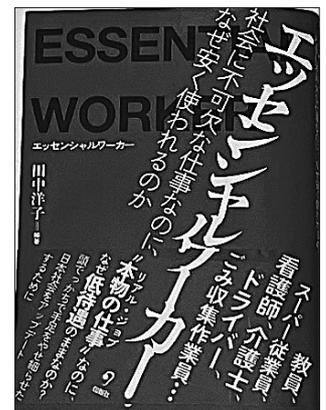
この本「エッセンシャルワーカー」はバブル経済が崩壊し、新自由主義経済が跋扈した1990年代以降の「失われた30年」に「社会に不可欠な仕事なのになぜ安く使われるのか」をスーパーマーケット・外食チェーン、自治体相談支援・保育園・学校、病院・介護、運送建設工事などの労働において具体的に解明しています。

またドイツとの国際比較を行うことによってエッセンシャルワーカーの地位向上のためには、真の「同一労働同一賃金」の実現や魅力ある仕事に相応しい賃金とすることが不可欠であることを示していま

す。とりわけドイツにおいて経営者と労働者が介護委員会を結成し、介護職の最低賃金を2010年から10年間で西地域は36.5%、東地域で49.3%もの大幅賃上げを行ったことは貴重な教訓です。

エッセンシャルワーカーの地位向上と労働条件改善は焦眉の課題であり、当該労働者のみならずそのサービスを受ける全市民的要求とする必要があります。

日本でも、全医労のストライキや教員の「定額働かせ放題」解消などエッセンシャルワーカーの闘いの炎が上がり始めています。すべてのエッセンシャルワーカーと共有したい本です。



旬報社

## 情報のページ

### 能登地方を震源とする地震について

(厚生労働省関通達) 一医療、労災関係を中心に

#### ■医療

被災者医療機関などで診療を受ける際に医療機関等の窓口で、次の1～5のいずれかに該当する旨を申告すれば、窓口での支払いは不要です。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした。罹災証明書の提示は不要。
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ③主たる生計維持者の行方が不明である
- ④主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

\*一部負担金の支払いが猶予されるのは災害救助法の適用市町村に住所を有し、該当する保険者に加している人になります。

\*保険証がなくても受診できます。また介護保険の利用料も不要となります。期間は2024年4月末までとしています。

#### ■労災保険

□自然災害における業務上外の考え方については1995年1月30日付補償課長通達「兵庫県南部地震における業務場外の考え方」(以下概要)に基づき判断を行うとしています。事例もあげられています。

〈基本的な考え方〉被災労働者が作業方法、作業環境、事業場施設の状況からみて危険環境下にあることにより被災したものと認められる場合は、業務上の災害として取り扱っている。通勤途上の災害についても、通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば通勤災害として扱う

##### 〈災害事例〉

- 仕事中に地震に遭遇してケガをした：通常業務災害として認められる。地震によって倒壊するという危険な環境下で仕事をしてたと認められる。「通常」としているのは、仕事以外の私的行為をしていた時を除くため。
- 作業現場でブロック塀が倒れたための災害：ブロック塀に補強のための鉄筋がはいつておらず、構造上のせい弱性が認められたので業務災害
- バス運転手の落石による災害：崖下を通過する交通機関は、常に落石等による災害を被る危険を有していることから業務災害と認められる。
- 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地に派遣(在籍出向・転籍出向)させた場合、赴任途



輪島診療所(石川民医連)前の道路も陥没

上を含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるか：原則、出向先までの赴任途中の災害については出向先の労災が適用になる。

- 自宅が震災のために倒壊し避難所から通勤しているがその途上でケガをした場合、通勤災害になるか：避難所が「住居」となるため認められる。(友人宅・家族の入院先から等も同様)

##### 〈請求手続き〉

労災保険による給付(治療や投薬、休業補償など)の請求は、事業主や医療機関の証明がなくても受け付けられます。

### 大災害時に働く人の健康を守る取り組み

能登半島地震では、避難所385カ所、孤立集落3市町で15地区490人、そして広域にわたる断水・停電と困難な状況が続いています(1月14日現在)。その中で現地自治体職員や医療・福祉関係者が「不眠・不休」の活動を続けていますと報道されています。

しかし、被災者の支援を中長期に安全に進めていくためにも、職員の過重労働・メンタルヘルスへの配慮は重要です。

国は自治体職員の負担軽減のため、600人規模の職員支援を行うとしています。現地の状況の変化に伴って、各団体からの支援も今後、予定されていくことと思います。その際に、現地職員と支援者のヘルスケアの視点を、常に活動の中心においておくことが必要です。

いの健全国センターでは、2017年4月に「大規模災害時の労働者のメンタルヘルス・過重労働を考える学習会」を行いました。その主報告『「不眠・不休の医療」は美談ではない-予防医学的支援の重要性』(講師：田村昭彦副理事長)について、全国センターホームページに掲載します。

ご活用ください。

